

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときには誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

平成30年度の介護保険料

所得段階	対象者		保険料(年額)		
第1段階	本人が 住民税非課税	世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者		
第2段階			本人の前年の合計	80万円以下の方	23,500円
第3段階		同じ世帯に住民税が 課税されている方がいる	所得と課税対象と なる年金収入の合 計が	80万円超120万円以下の方	50,400円
第4段階				120万円超の方	50,400円
第5段階			第4段階以外の方	80万円以下の方	60,400円
第6段階	本人が 住民税課税	前年の合計所得が	120万円未満の方	77,200円	
第7段階			120万円以上200万円未満の方	84,000円	
第8段階			200万円以上300万円未満の方	100,800円	
第9段階			300万円以上400万円未満の方	107,500円	
第10段階			400万円以上500万円未満の方	114,200円	
第11段階			500万円以上の方	120,900円	

介護保険料の納め方

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

※特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を、普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。

※特別な事情なく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。納付についての相談は、納税課(☎内線2333)で随時受け付けますので、早めにご連絡ください。

納期限

1期	平成30年7月31日	5期	平成30年11月30日
2期	平成30年8月31日	6期	平成30年12月25日
3期	平成30年10月1日	7期	平成31年1月31日
4期	平成30年10月31日	8期	平成31年2月28日

認定証の更新について

介護保険負担限度額認定証および、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日までとなります。交付を受けている方には案内を郵送しますので、更新を希望される場合は、8月31日までに申請を行ってください。申請受付月の1日からの適用となりますので、9月1日以降に申請された場合は、8月は認定の対象外となりますのでご注意ください。

利用者負担割合

介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担割合が見直されます。これまで利用者負担割合が2割だった方のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割に変更されます。

変更は8月利用分からで、合計所得金額が220万円以上の方が対象となります。ただし、世帯の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が単身で340万円未満、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割または1割負担となります。

保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることにお困りの場合などは、保険料の減免の措置を受けられる場合がありますので、高齢福祉課介護管理係にご相談ください。